

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>沖繩海区漁業調整委員会指示4第5号</p> <p><u>沖繩海区</u></p> <p>_____におけるスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p><u>なお、沖繩海区漁業調整委員会指示3第3号は、廃止する。</u></p> <p><u>令和4年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;">沖繩海区漁業調整委員会 会長 <u>上 原 亀 一</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>「スジアラ類」とは、ハタ科スジアラ属のスジアラ、コクハンアラ及びオオアオノメアラをいう。</u></p> <p>(2) <u>「シロクラベラ」とは、ベラ科イラ属のシロクラベラをいう。</u></p> <p>(指示の内容)</p> <p><u>第2 沖繩海区において</u></p> <p>_____、全長40センチメートル未満のスジアラ類及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>(所持及び販売の禁止)</p> <p><u>第3 第2の規定に違反して採捕したスジアラ類若しくはシロクラベラ又はこれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。</u></p>	<p>沖繩海区漁業調整委員会指示3第3号</p> <p><u>伊平屋島及び伊是名島、沖繩島、粟国島、座間味島及び渡嘉敷島、渡名喜島、久米島並びに鳥島水域におけるスジアラ</u> 及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>_____</p> <p>令和3年3月26日</p> <p style="text-align: center;">沖繩海区漁業調整委員会 会長 <u>金 城 明 律</u></p> <p>(新設)</p> <p>(指示の内容)</p> <p><u>第1 平成25年沖繩県告示第340号をもって告示された共同第1号から共同第12号までの漁場の区域（別図参照）において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ 及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。</u></p> <p>_____</p> <p>(新設)</p>

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、令和4年 月 日から令和6年3月31日までとする。

(削る。)

(指示の有効期間)

第2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

【別図】

